

富津市私立保育園等保育士宿舍借上げ支援事業補助金交付要綱を次のように定める。

令和5年11月2日

富津市長 高橋 恭 市

富津市告示第173号

富津市私立保育園等保育士宿舍借上げ支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、保育士の確保及び離職防止を図り、保育士が働きやすい環境を整備するため、保育士宿舍の借上げを行う私立保育園及び幼稚園型認定こども園に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて、富津市補助金等交付規則（昭和47年富津市規則第6号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 保育士 児童福祉法（昭和22年法律第164号。次項において「法」という。）第18条の18第1項に規定する登録を受けている者をいう。
- (2) 私立保育園 法第35条第4項の規定により認可された保育所で、市内に設置されているものをいう。
- (3) 幼稚園型認定こども園 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第3条第1項の認定を受けた幼稚園で、市内に設置されているものをいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、私立保育園又は幼稚園型認定こども園（以下「私立保育園等」という。）を運営する法人であり、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 保育士宿舍（以下「補助対象施設」という。）を借り上げていること。
- (2) 雇用した保育士（以下「補助対象保育士」という。）を補助対象施設に居

住させていること。

(補助対象施設の要件)

第4条 補助対象施設は、補助対象保育士を居住させるための家屋及び家屋の部分並びにこれらに付帯する工作物その他の施設で、市内に所在するものとする。ただし、補助対象者（その代表者及び役員を含む。）が所有する施設を除く。

(補助対象保育士の要件)

第5条 補助対象保育士は、私立保育園等に勤務する常勤の保育士で、補助対象施設に入居している者のうち、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 私立保育園等に採用された日から起算して、7年以内の者。ただし、事業を実施する年度の前年度及び前々年度の1月における職業安定業務統計（厚生労働省）による本市を管轄する職業安定所の保育士の有効求人倍率が2未満となる場合は、5年以内の者とする。
- (2) 1日6時間以上かつ月20日以上勤務する者又は月に120時間以上勤務する者
- (3) 補助対象保育士又は当該補助対象保育士と同居する者が、住居手当その他これに類する手当等の支給を受けていないこと。

(補助対象経費、補助基準額及び補助金額)

第6条 補助対象経費、補助基準額及び補助金額は、それぞれ別表に定めるところによる。

(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする補助対象者（次条及び第9条において「申請者」という。）は、富津市私立保育園等保育士宿舍借上げ支援事業補助金交付申請書（別記第1号様式）に必要な書類を添えて、市長に申請しなければならない。

(補助金の交付決定等)

第8条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、富津市私立保育園等保育士宿舍借上げ支援事業補助金交付決定（却下）通知書（別記第2号様式）により申請者に通知するものとする。

(補助金の変更交付申請等)

第9条 申請者は、前条の規定により補助金の交付決定を受けた後に申請内容を変

更しようとするときは、富津市私立保育園等保育士宿舍借上げ支援事業補助金変更交付申請書（別記第3号様式）に必要な書類を添えて、市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、変更の可否を決定し、富津市私立保育園等保育士宿舍借上げ支援事業補助金変更交付決定（却下）通知書（別記第4号様式）によりに通知するものとする。

（実績報告）

第10条 補助金の交付決定を受けた者（次条及び第12条において「補助事業者」という。）は、補助対象事業の完了の日から起算して30日を経過する日又は補助金の交付決定のあった日の属する年度の末日のいずれか早い日までに、富津市私立保育園等保育士宿舍借上げ支援事業補助金実績報告書（別記第5号様式）に必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（補助金の交付額の確定）

第11条 市長は、補助金の交付額を確定したときは、富津市私立保育園等保育士宿舍借上げ支援事業補助金交付確定通知書（別記第6号様式）により補助事業者に通知するものとする。

（補助金の交付請求）

第12条 前条の規定により補助金の交付額の確定を受けた補助事業者は、当該補助金の交付を請求しようとするときは、富津市私立保育園等保育士宿舍借上げ支援事業補助金交付請求書（別記第7号様式）を市長に提出しなければならない。

（交付決定の取消し）

第13条 市長は、補助金の交付を受けた者（次条において「交付決定者」という。）が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- （1） 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- （2） 補助金を他の用途に使用したとき。
- （3） 補助金交付の条件に違反したとき。
- （4） 前3号に掲げるもののほか、市長が補助金を交付することが適当でないとき。

（補助金の返還）

第14条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に当該補助金を交付しているときは、交付決定者に対し期限を定めて補助金の返還を命ずるものとする。

(補則)

第15条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

別表（第6条関係）

補助対象経費	補助基準額	補助金額
補助対象施設の賃借料及び管理費（共益費）	1戸当たり月額44,000円	補助基準額と補助対象経費の実支出額を比較して少ない方の額と、補助対象施設の借上げに係る費用から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に4分の3を乗じて得た額。ただし、1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(注1) 補助対象者が補助対象経費の一部を補助対象保育士に負担させている場合は、補助対象経費から当該補助対象保育士が負担している額を控除して得た額を補助対象経費とする。

(注2) 補助対象施設から他の補助対象施設への転居等により補助対象経費が変更となる場合は、変更前後の補助対象経費について、それぞれ日割りにより計算し、その合計額を補助対象経費とする。